

京都市交通局会計事務取扱細則の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第29号

京都市交通局会計事務取扱細則の一部を改正する規程

京都市交通局会計事務取扱細則の一部を次のように改正する。

| 改正前   | 改正後   |
|---|---|
| (定期旅客運賃収入の前受整理)<br>第76条 企画総務部 <u>営業調査課長</u> は、前売りによる定期旅客運賃収入の翌月以降の収益に属すべき金額を算出し、当該金額を振替伝票により、翌月10日までに金銭出納員に通知しなければならない。 | (定期旅客運賃収入の前受整理)<br>第76条 企画総務部 <u>企画調査課長</u> は、前売りによる定期旅客運賃収入の翌月以降の収益に属すべき金額を算出し、当該金額を振替伝票により、翌月10日までに金銭出納員に通知しなければならない。 |

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)